

議 第 4 0 号

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

柏崎市長 櫻井 雅浩

記

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項の表中「2, 000」を「3, 000」に改める。

第 14 条第 2 項中「別表第 1」の次に「及び別表第 2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 14 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年12月25日条例第38号)

改正後		改正前	
(報酬)		(報酬)	
第13条 (略)		第13条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 団員が災害の職務等に従事する場合においては、次の表に掲げる出動報酬を支給する。		3 団員が災害の職務等に従事する場合においては、次の表に掲げる出動報酬を支給する。	
(略)		(略)	
団員が会議、教養訓練、予防業務等の職務に従事する場合	1回当たり 3,000	団員が会議、教養訓練、予防業務等の職務に従事する場合	1回当たり 2,000
(費用弁償)		(費用弁償)	
第14条 (略)		第14条 (略)	
2 前項の規定により支給する旅費の額は、新潟県柏崎市旅費に関する条例(昭和29年条例第9号)に規定する別表第1及び別表第2による特別職以外の職員の相当額とする。		2 前項の規定により支給する旅費の額は、新潟県柏崎市旅費に関する条例(昭和29年条例第9号)に規定する別表第1による特別職以外の職員の相当額とする。	